

資料編

《資料1 用語解説》

あ行

○愛知目標

2010(平成22)年に愛知県名古屋市で開催された「生物多様性条約第10回締約国会議」において、生物多様性の損失を止めるための世界目標として「戦略計画2011-2020」が採択されました。戦略計画2011-2020には、長期目標と短期目標、短期目標を達成するための20の個別目標があり、そのうち20の個別目標のことを愛知目標といいます。ただし、「戦略計画2011-2020及び愛知目標」全体を指すものとして使われることもあります。

○アマモ場

沿岸域にある藻場のうち、種子植物である海草類(アマモ類)を主体として静穏な砂底や泥底に形成されるものを「アマモ場(海草藻場)」と呼びます。このアマモ場は、主要な一次生産者として、沿岸海域の高い生産性を支え、水産有用種や絶滅危惧種を含めた様々な海洋野生生物の生息場所として利用されます。(本文p.48参照)

○ウェルビーイング

ウェルビーイング(Well-Being)とは、「個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念」として、世界保健機関(WHO)憲章に示されています。第6次環境基本計画(令和6年5月環境省策定)においては、環境保全を通じた、現在および将来の国民一人一人の「ウェルビーイング/高い生活の質」が最上位の目的に掲げられており、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の構築を目指すことが示されています。(本文p.16参照)

○エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指す仕組みです。観光客に地域の資源を伝えることによって、地域の住民も自分たちの資源の価値を再認識し、地域の観光のオリジナリティが高まり、地域社会を活性化させることができると考えられています。

○エシカル消費

エシカル(ethical)は、倫理的な、道徳的なという意味の英単語で、エシカル消費とは、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことをいいます。具体的には、より多くの人が持続可能な生活を送れるよう人・社会・環境に配慮された商品を見つけて、選んで購入したり、地元を「応援する」ために、

地元の食材を選んだり、地元のお店で商品を買うことなどが考えられます。

○塩性湿地

海岸にある湿地・沼地で、潮汐の影響により、時間帯により塩水・汽水に冠水したり、干出して陸地となったりする地形のことをいいます。干潟全般よりも波浪の影響を受けにくい場所に分布しており、高塩濃度に耐えられる種子植物である「塩生植物」の繁殖が見られます。

○温室効果ガス

大気を構成する成分のうち、温室効果をもたらす気体を指します。主に、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類があります。石炭や石油の燃料の燃焼では二酸化炭素が多く排出され、畜産業や農業など、一次産業に係る事業では、メタンや一酸化二窒素の排出の割合が高くなる傾向にあります。

か行

○カーボンニュートラル/ゼロカーボン

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林や森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、排出量の合計を実質的にゼロにすることを意味します。2020(令和2)年10月、政府は2050(令和32)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。ゼロカーボンもほぼ同じ意味で使われており、宮城県では「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」の目標に向け対策を進めており、「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」を2023(令和5)年3月に策定しました。

○外来生物(外来種)

本来その地域に生息・生育しておらず、人間の活動によって意図的・非意図的に持ち込まれた生物のことをいいます。外来生物の中には、放されたり逃げ出したりすることによって、本来の自然環境や野生生物に深刻な悪影響を及ぼす「侵略的外来種」も多くいます。外来生物は、国外から移入した「国外外来生物」と、国内の他地域から移入してきた「国内外来生物」に分けることができます。

○環境影響評価(環境アセスメント)制度

環境に大きな影響を及ぼすおそれのある大規模な事業について、その事業を実施する事業者が環境への影響を予測・評価し、その結果に基づいて、環境保全の観点からよりよい事業計画を作り上げるための制度です。国が定める「環境影響評価法」に基づき実施されるものと、地方自治体が地域の実情に応じて策定する「環境影響評価条例」に基づき実施されるものがあります。

○環境保全米

環境への負担を少なくするために、化学農薬や化学肥料を従来の半分に減らし、栽培されたお米のことです。

○グリーンインフラ

国土交通省の定義では、「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組」とされています。具体的には、森林や河川、田んぼなど、自然環境が本来有する機能を活用した、防災・減災の設備やまちづくりなど、社会や経済活動を支える基盤を整備することで、自然と共生する社会を実現しようという取組です。これにより、その持続性・永続性を高め、財政面での効率化や、都市の快適性が高められることも期待されます。国では、「グリーンインフラ推進戦略2023(国土交通省)」に基づき、グリーンインフラの取組を促進しています。

○グリーンカーボン

陸上の植物が大気中の二酸化炭素を吸収して、光合成反応によって作り出す有機炭素化合物を意味します。具体的には、森林、草原、湿地などの植生が、光合成によって二酸化炭素を吸収し、樹木や土壌に貯蔵することで生まれます。こうした生態系をグリーンカーボン生態系といいます。2050 までのカーボンニュートラル実現にむけて、グリーンカーボン生態系が果たす役割は極めて重要です。

○グリーン購入

購入の必要性を考えたうえで、品質や価格だけでなく、環境への負荷が少ない製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から購入することを「グリーン購入」といいます。平成18年に県が定めた「グリーン購入促進条例」では、県の物品調達等において、グリーン購入を推進するほか、県民・事業者の取組を求めています。社会全体でグリーン購入に取り組むことで、環境負荷を低減し、持続的発展が可能な社会を実現することができます。

○県自然環境保全地域

国立公園、国定公園、県立自然公園、自然環境保全法に基づき国が指定した環境保全地域(県内なし)以外の地域で、(1)高山性、亜高山性植生を有する森林、(2)極盛相に近いすぐれた天然林、(3)特異な地形、地質、(4)極めて豊かな生態系を保っている湿原、湖沼、海浜、(5)特定の植物群落地、野生動物の生息地等のいずれかに該当し、その良好な自然を県として保全していくことが必要と認められる地域のことです。条例に基づき知事が指定します。

○昆明・モントリオール生物多様性枠組

2022(令和4)年に開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)において採択された世界目標。この枠組では、2050(令和32)年までに「自然と共生する世界を目指す」ために、2030(令和12)年までに、「自然を回復軌道に乗せ

るために生物多様性の損失を止め反転させる、いわゆる、「ネイチャーポジティブ(自然再興)」のための緊急の行動をとる」などの目標(2030年ミッション)が掲げられ、世界中で取組が急がれています。(本文 p.12 参照)

さ行

○サーキュラーエコノミー(循環経済)

用語解説「循環経済」参照。

○再生可能エネルギー

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーの総称。比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないため、地球環境への負荷が少ないエネルギーと言われています。「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」では、「太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、その他の自然界に存する熱、バイオマス」が、再生可能エネルギー源として規定されています。

○サステナブルファイナンス

気候変動や自然破壊、人権問題など、さまざまな課題を解決し、持続可能な社会の実現に取り組む事業者などに、適切に資金を提供するための金融システムのことを指します。その仕組みの例として、環境問題解決を目的とした事業の資金調達のために発行する債券である「グリーンボンド」や、海洋環境を守る事業プロジェクトに要する資金を調達するために発行する債権である「ブルーボンド」、企業の利益などの財務的な要素に加えて、環境(E)、社会(S)、ガバナンス(G)などの非財務的な要素を重視して投資する「ESG投資」などがあります。

○ジオパーク

「地球・大地(ジオ:Geo)」と「公園(パーク:Park)」とを組み合わせた言葉で、「大地の公園」を意味し、地球(ジオ)を学び、丸ごと楽しむことができる場所をいいます。ユネスコが認定した「世界ジオパーク」と、日本ジオパーク委員会が認定した「日本ジオパーク」の2つがあります。世界ジオパークは48か国に213地域あり、そのうち10地域は日本にあります(令和6年4月現在)。日本ジオパークは国内で48の地域が認定されています(令和7年1月現在)。県内では、「栗駒山麓ジオパーク」、「三陸ジオパーク」、「蔵王ジオパーク」が日本ジオパークに認定されています。

○自然共生サイト

国内の生物多様性保全が図られる地域を増やすため、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として国が認定するものです。2023(令和5)年度から環境省が取組を開始し、2025(令和7)年4月からは、「地域生物多様性増進法」に基づき認定されています。

○循環型社会

廃棄物の抑制や、資源の循環的な利用などによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会を意味します。本県では、「宮城県循環型社会形成推進計画(平成18年策定)に基づき、関係団体と行政が連携し、3R及び廃棄物の適正処理の推進などの取組を進めています。

○循環経済(サーキュラーエコノミー)

資源を効率的に循環させ、持続可能な社会をつくとともに経済的な成長も目指す「経済システム」を意味します。生産段階から再利用などを視野に入れて設計し、新しい資源の使用や消費をできるだけ抑えるなど、あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、サービスや製品に最大限の付加価値をつけていくシステムです。これにより、持続可能な社会をつくとともに、経済的な成長も目指すものです。

○森林環境譲与税

森林の有する公益的機能の維持・増進の重要性を踏まえて創設された国税である「森林環境税」を財源として、市町村と都道府県に譲与される地方譲与税であり、間伐などの森林整備や人材育成・担い手の確保などの森林整備促進に関する費用、森林整備を実施する市町村の支援などに関する費用として使用することができます。

○砂浜海岸

河川による流入や、海岸の侵食によって生じた砂礫などが、波や潮の流れによって運搬され、波の働きで水際に打ち上げられて堆積してきた海岸のことです。やや急な勾配の前浜と、それより陸側のほぼ水平な後浜からなり、後浜より陸側には海浜性の植物などが生育しています。

○生物多様性基本法

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的とし、2008(平成20)年6月に施行されました。本法では、生物多様性の保全と利用に関する基本原則、生物多様性国家戦略の策定など、わが国の生物多様性施策を進めるうえでの基本的な考え方が示されました。また、国だけでなく、地方公共団体、事業者、国民・民間団体に対しても生物多様性の保全や生物多様性への配慮などの責務が規定され、都道府県及び市町村による生物多様性地域戦略の策定の努力義務なども規定されています。

○生物多様性国家戦略

生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画です。日本では、1995(平成7)年に最初の生物多様性国家戦略を策定し、これまでに4度の見直しを行いました。最も新しいものは「生物多様性国家戦略2023-2030」で、2023(令和5)年に閣議決定されています。

○生物多様性条約: Convention on Biological Diversity(CBD)

生物の多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分を目的として、1992(平成4)年6月ブラジルで開催された国連環境開発会議(地球サミット)で、条約に加盟するための署名が開始され、1993(平成5)年12月29日に発効しました。日本は同年5月に署名しています。本条約は、地球上の生物の多様性を包括的に保全することが重視されています。また、生物多様性の保全だけでなく、「持続可能な利用」を明記していることも特徴の一つです。(本文 p.12 参照)

○世界農業遺産

世界的に重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域(農林水産業システム)を、国際連合食糧農業機関(FAO)が認定する制度です。世界で28か国89地域、日本では15地域が認定されています(2024(令和6)年10月現在)。県内では、大崎地方が、持続可能な水田農業を支える「大崎耕土」の伝統的水管理システムとして認定されています。

○ゼロカーボン/カーボンニュートラル

カーボンニュートラルの用語解説参照。

た行

○地域循環共生圏

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方で、2018(平成30)年4月に閣議決定された「第五次環境基本計画」で提唱されました。「地域循環共生圏」の創造による持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にするとともに、持続可能な循環共生型の社会の構築を目指すものです。

○地域生物多様性増進法

「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律(地域生物多様性増進法)」は、事業者等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進する認定制度を創設する等の措置を講じることで、豊かな生物多様性を確保し、ネイチャーポジティブの実現を推進することを目的として2025(令和7)年4月に施行されました。

○地産地消

地域で生産されたものをその地域で消費することですが、国の基本計画では、地域で生産されたものを地域で消費するだけでなく、地域で生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結び付ける取組であり、これにより、生産者と『顔が見え、話ができる』関係で消費者が地域の農産物・食品を購入

できる機会を提供し、地域の農業と関連産業の活性化を図ることと位置付けられています。

○地理的表示(GI: Geographical Indication) 保護制度

その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因の中で育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する製品の名称を、地域の知的財産として保護する制度。農林水産省により登録され、海外においても保護されます。

○特定外来生物

2007(平成 19)年に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)」において、特に生態系などに被害を及ぼすものを「特定外来生物」として指定し、飼育・栽培・保管・運搬、輸入、販売・譲渡、放出などを原則として禁止しています。特定外来生物には、オオクチバス(ブラックバス)、アライグマ、カミツキガメ、オオハンゴンソウなどが指定されています。

2023(令和 5)年 6 月からは、飼育など一部の規制について当面の間適応除外とする「条件付特定外来生物」の制度が開始され、アカミミガメとアメリカザリガニが指定されています。(2025(令和 7)年 4 月現在)

な行

○ネイチャーポジティブ

日本語訳で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指します。そのためには、これまでの自然保護だけではなく、社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献するよう変革させていくことが必要とされています。

(本文 p. 12 参照)

○農泊

「農泊」とは、農山漁村に宿泊しながら、その地域の食材を味わったり、農林漁業や伝統工芸などの自然・文化を体験したり、さらには地域の人々との交流を楽しんだりする「農山漁村滞在型旅行」のことです。農泊は、旅館やホテルに泊まりながら観光を楽しむ、これまでの観光とは異なります。地域の人と交流しながら、その地域ならではの食、自然、伝統、文化などを体験することで、その地域や地域の方々のことを深く知り、「また行きたい」と思えるような時間を過ごすことができます。

は行

○干潟

潮の満ち引きにより 1 日に 2 回、干出と水没を繰り返す平らな砂地もしくは砂泥地のことです。干潟は、波浪の影響を受けにくい穏やかな入り江や湾内で、砂泥を供給する河川が流入する場所に多く発達します。地形的な特色により、河川の放流路の両側に形成され、砂浜の前面に位置する「前浜干潟」、河川の河口部に形成される

「河口干潟」、河口や海から湾状に入り込んだ湖沼の岸に沿って形成される「潟湖干潟(かたこひがた)」の 3 タイプに分類されます。

○ふゆみずたんぼ

冬の間も田んぼに水をためておく農法のことを言います。通常、稲刈りをした後の田んぼは乾いた状態ですが、そこに水を張ることで、キツネなどが寄りつかなくなり、マガンなどの水鳥が安心して休んだり餌を取ったりできる環境が生まれます。(本文 p. 46 参照)

○ブルーカーボン

海洋の生きものの働きによって海底や深海に吸収・貯留される炭素のことです。2009(平成 21)年、国連環境計画(UNEP)の報告書「BLUE CARBON」によって定義されました。ブルーカーボンの主要な吸収源は、藻場(海草、海藻)、海岸域における湿地や干潟、マングローブ林の 4 種類があり、これらは「ブルーカーボン生態系」と呼ばれています。(本文 p. 48 参照)

ま行

○マイクロプラスチック

大きさが 5 mm 以下の微細なプラスチックごみのことを指します。元々マイクロサイズで製造された一次的マイクロプラスチックと、大きなサイズのプラスチックごみが自然環境内で破碎・細分化されてマイクロサイズになった二次的マイクロプラスチックに分類されます。マイクロプラスチックは生物に悪影響を与える汚染物質を吸着しやすいという性質を持っています。そのため、マイクロプラスチックを体内に取り込んだプランクトンや魚介類などの小さな海洋生物に悪影響が出ることが考えられます。さらには、生物濃縮により、海鳥や大型の海洋生物、人間にも影響を与えることが懸念されています。

○みちのく潮風トレイル

みちのく潮風トレイルは、東日本大震災からの復興のための環境省が策定した「グリーン復興プロジェクト」の取組のうちの一つです。環境省をはじめ、4 県 28*市町村に及ぶ関係自治体、民間団体、地域住民の協働により、青森県八戸市蕪島から福島県相馬市松川浦までの沿岸地域で段階的に開通が重ねられ、2019 年(令和元年)6 月 9 日、全長 1,000 km を超えるナショナルトレイルとして全線開通しました。

※2025(令和 7)年 3 月時点で 4 県 29 市町村が参画

○宮城オルレ

2018(平成 30)年に社団法人済州(チェジュ)オルレの協力のもと、宮城県では、九州、モンゴルに続く済州オルレの姉妹道となる「宮城オルレ」を整備しました。宮城オルレは、広々とした太平洋と自然豊かな森の道、住民と触れ合える里の道などさまざまなルートがあります。オルレの魅力は、海岸線や山などの自然、民家の路地などを身近に感じ、自分なりにゆっくり楽しみながら歩くところにあります。

○宮城県グリーン製品

県では、環境に配慮した物品・役務や環境に配慮した事業活動をしている事業者が適切に評価される市場の形成を促進し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会の構築に寄与することを目的に、2006(平成 18)年 3 月に「グリーン購入促進条例」を制定しました。この条例に基づき、宮城県の環境に配慮した製品を「宮城県グリーン製品」として認定し、その普及拡大を図ることとしています。「宮城県グリーン製品」は、グリーン購入の促進に資すると認められる環境物品等のうち、知事が定める基準を満たしたのになります。

や行

○ユネスコエコパーク(生物圏保存地域)

生物多様性の保護を目的に、「ユネスコ人間と生物圏(MAB)計画」の一環として 1976(昭和 51)年に開始され、豊かな生態系を有し、地域の自然資源を活用した持続可能な経済活動を進めるモデル地域のことです。認定地域数は 136 か国 759 地域あり、うち国内では 10 地域が認定されています(2024(令和 6)年 7 月現在)。

ら行

○ラムサール条約

1971(昭和 46)年 2 月 2 日にイランのラムサールで開催された国際会議にて採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいます。この条約では、国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する野生生物の保全を促進するため、各締約国がその領域内にある国際的に重要な湿地を 1 か所以上指定し、条約事務局に登録するとともに、湿地の保全及び賢明な利用促進のために各締約国がとるべき措置などについて規定しています。この規定に沿って、登録された湿地を「ラムサール条約登録湿地」といいます。宮城県では、「伊豆沼・内沼」「蕪栗沼・周辺水田」「化女沼」「志津川湾」の 4 か所が登録されています。

○リアス海岸

せまい湾が複雑に入り込んだ沈水海岸のことです。海水面が上昇し、海岸沿いの谷に水が入り込むことで形成されます。また、地殻変動により山や谷が海岸線の方に沈み込むことによっても形成されます。

○緑地環境保全地域

国立公園、国定公園、県立自然公園、国や県指定の自然環境保全地域、都市公園、風致地区、緑地保全地区以外の区域で、(1)都市環境又は都市構成上その存在が必要と認められる樹林地、池沼、(2)都市の無秩序な拡大を防止し、市街地外周部の緑地を保全するために必要な樹林地、丘陵等、(3)地域を象徴する歴史的、文化的、社会的資産と一体となって熟成した自然的環境を形成している区域のいずれかに該当し、自然的

社会的諸条件からみて、その区域の自然環境を保全することが、その地域の良好な生活環境の維持に資すると認められる地域のことです。条例に基づき知事が指定します。

○レッドデータブック(レッドリスト)

絶滅のおそれのある野生生物に関する保全状況や分布、生態、影響を与えている要因などの情報を記載した図書であり、1966(昭和 41)年に IUCN(国際自然保護連合)が中心となって作成されたものに始まります。日本では、環境省が作成する全国版のレッドデータブックと地方自治体が作成する地方版のレッドデータブックのほか、NPO 団体や学会が作成するものがあります。宮城県では 2016(平成 28)年に「宮城県レッドデータブック 2016」を発行しています。レッドリストは、種名やカテゴリー(絶滅のおそれをランク化したもの)など最低限の情報のみをリスト化したもののことを指します。

英数

○ASC 認証

ASC(Aquaculture Stewardship Council:水産養殖管理協議会)が運営・管理する国際的な制度で、環境に負担をかけず地域社会に配慮した養殖業が行われていることを証明する「ASC 養殖場認証」と、流通・加工過程で、認証水産物と非認証水産物が混じることを防ぐ「CoC(Chain of Custody)認証」の 2 種類があり、認証を受けた製品は、ロゴマークをつけて販売することができます。

○CLT

CLT とは Cross Laminated Timber(JAS では直交集成板)の略称で、ひき板を並べた後、繊維方向が直交するように積層接着した木質系材料です。木材特有の断熱性と壁式構造の特性をいかして戸建て住宅の他、中層建築物の共同住宅、高齢者福祉施設の居住部分、ホテルの客室などのほか、木工用材、家具などにも使用されています。工場内で一部の材料を組み立ててから現場に搬入するプレファブ化による施工工期の短縮が期待でき、接合具がシンプルなので熟練工でなくとも施工が可能です。日本では 2013(平成 25)年 12 月に製造規格となる JAS(日本農林規格)が制定され、2016(平成 28)年 4 月に CLT 関連の建築基準法告示が公布・施行されました。

○Eco-DRR

Eco-DRR(エコ・ディアルール)とは、Ecosystem-based Disaster Risk Reduction(生態系を活用した防災・減災)の略称で、土地の生きものや環境を保護して、自然の持つ力によって災害による被害を防止又は軽減させる取組や考え方のことです。例えば、森林は土壌の浸食を防ぎ、地滑りや土砂災害のリスクを低減する役割を果たします。近年、気候変動によって自然災害の更なる激甚化・頻発化が懸念され、注目が高まりつつあります。

○FSC®認証

FSC(Forest Stewardship Council®: 森林管理協議会)が運営する国際的な制度で、10の原則に基づく適切な森林管理が行われていることを証明する「森林管理の認証(FM 認証)」と森林管理の認証を受けた森林からの木材・木材製品であることを認証する「加工・流通過程の管理の認証(CoC 認証)」の2種類があります。10の原則の中には、生物多様性に関わる原則として、「環境を守り、悪影響を抑えている(原則6)」、「保護すべき価値のある森などを守っている(原則9)」の2つがあります。

○J-クレジット制度

省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用による二酸化炭素等の排出削減量や、適切な森林管理による二酸化炭素等の吸収量を、クレジットとして国が認証する制度です。

創出されたクレジットを活用することにより、低炭素投資を促進し、日本の温室効果ガス排出削減量の拡大につながります。

○MSC 認証

MSC(Marine Stewardship Council: 海洋管理協議会)が運営・管理する国際的な制度で、豊かな海を守るために、持続可能で適切に管理された漁業が行われていることを証明する「MSC 漁業認証」と、流通・加工過程で、認証水産物と非認証水産物が混じることを防ぐ「CoC(Chain of Custody)認証」の2種類があり、認証を受けた製品は、ロゴマークをつけて販売することができます。

○NbS(Nature-based Solutions)

NbSとはNature-based Solutionsの略称で、「自然を活用した社会課題の解決」のことです。国家戦略では、ネイチャーポジティブを進める上でも、自然の恵みを生かして気候変動対策や資源循環、防災・減災、地域経済の活性化、健康などの多様な社会課題の解決につなげ、人間の幸福と生物多様性の両方に貢献する取組が推進されています。(本文 p.16 参照)

○OECM

OECMとは、Other Effective area-based Conservation Measuresの略称で、保護地域以外で生物多様性保全に貢献する地域のことです。日本では、国から認定された「自然共生サイト」の区域について、保護地域との重複を除いた区域がOECMとして国際データベースに登録されます。(本文 p.14 参照)

○SDGs(Sustainable Development Goals)

2015(平成27)年9月国連で採択された「持続可能な開発目標」です。「誰一人取り残さない」という理念のもと、「持続可能な世界を実現する

ことを目指した、2030(令和12)年を達成期限とする17のゴール、169のターゲット及び、その進展を評価するための指針を持つ包括的な目標です。

(本文 p.10 参照)

○TNFD(Task Force for Nature-related Financial Disclosures)

TNFDとは、Task Force for Nature-related Financial Disclosuresの略称で、「自然関連の財務情報開示に関するタスクフォース」と訳されています。自然資本や生物多様性に係る企業活動の情報開示の仕組みについて取り決めている、国際的な枠組です。(本文 p.10 参照)

○WWD(World Wetlands Day: 世界湿地の日)

1971(昭和46)年2月2日に「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)」が採択されたことを記念し、条約事務局は、1996(平成8)年に「世界湿地の日」を定めました。また、湿地の保全とワイズユース(賢明な利用)をさらに促進するため、2021(令和3)年8月、国連総会は、この日を国連の定める「世界湿地の日」と決定しました。世界湿地の日には、湿地の恩恵や価値に目を向け、その維持と賢明な利用を達成するという、ラムサール条約の理念を啓発する取り組みが、世界中で行われます。

○30by30 目標

ネイチャーポジティブを実現するため、2030(令和12)年までに、世界の陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標です。2022(令和4)年12月の生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の2030年ミッションの1つです。(本文 p.14 参照)

○30by30 アライアンス

30by30 目標達成に向けた取組をオールジャパンで進めるための、有志の企業・自治体・団体・個人の方々による集まりです。

○3R

3Rは、限りある資源を有効に活用するためのキーワードで、Reduce(リデュース: ごみを減らすこと)、Reuse(リユース: 物を大切に使うこと)、Recycle(リサイクル: 分別して資源に戻すこと)の頭文字をとった言葉です。3Rの取組には優先順位があり、望ましい順から、リデュース、リユース、リサイクルとなります。宮城県では10月を3R(リデュース・リユース・リサイクル)推進月間として、「みやぎの3R推進キャンペーン」を実施し、3Rの実践を呼びかけています。

《資料2 指標一覧》

指標名		初期値	現在値	目標値	備考 (目標値の根拠等)
基本方針Ⅰ	★ 1 伊豆沼・内沼における目標生物種の復元状況に関する指標 ①ゼニタナゴ(魚類) ②クロモ(植物) ③ミコアイサ(鳥類)	①レベル3 ②レベル0 ③レベル3 (R1)	①レベル3 ②レベル2 ③レベル4 (R5)	①レベル4 ②レベル2 ③レベル4 (R10)	伊豆沼・内沼自然再生事業実施計画(第2期)より
	2 松くい虫等による枯損木量(m³/年)	16,523 m³/年 (H27)	8,493 m³/年 (R5)	10,000 m³/年 (R9)	新みやぎ森林・林業の将来ビジョンより
	3 自然共生サイト認定数(か所)	-	10か所 (R6)	30か所 (R10)	(5か所/年)
	4 健全な水循環を保全するための要素に関する指標 ①水質 ②水量 ③生態系	①7.7 ②8.9 ③6.2 (H28)	①8.1 ②8.7 ③6.7 (R5)	①10.0 ②8.8 ③7.7 (R10)	宮城県水循環保全基本計画(第2期)より
	5 農村の地域資源の保全活動を行った面積(ha/年)	71,563 ha/年 (H27)	76,759 ha/年 (R5)	72,700 ha/年 (R12)	みやぎ食と農の県民条例基本計画より
	6 間伐実施面積(ha/年)	2,714 ha/年 (H27)	3,048 ha/年 (R5)	5,600 ha/年 (R9)	新みやぎ森林・林業の将来ビジョンより
	7 藻場・干潟保全の活動面積(ha)	-	47 ha (R6)	60 ha (R12)	水産業の振興に関する基本的な計画(第Ⅲ期)より
	8 林地開発許可や環境影響評価等による無秩序な開発の抑制(定性)	指導内容の記録や整理を行い、今後の効果的な抑制に努める。			(定性)
基本方針Ⅱ	9 森林等による二酸化炭素吸収量(t-CO₂/年)	1,316 t-CO₂/年 (H25)	1,269 t-CO₂/年 (R4)	1,316 t-CO₂/年 (R12)	みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略より
	★ 10 宮城県グリーン製品の認定事業者(上)、製品数(下)	56事業者 98製品 (H27)	66事業者 107製品 (R5)	80事業者 130製品 (R12)	宮城県循環型社会形成推進計画(第3期)より
	11 有機農業取組面積(ha)	332 ha (R1)	364 ha (R5)	500 ha (R12)	宮城県みどりの食料システム戦略推進ビジョンより
	12 ウェブサイト「宮城旬鮮探訪」のアクセス数(件/年)	434,874 件/年 (H27)	1,622,948 件/年 (R5)	1,875,000 件/年 (R8)	(84,000件/年の増加)
	13 海岸防災林の保育管理面積(ha)【2021(R3)年度からの累計】	12 ha (R3)	136 ha (R5)	753 ha (R9)	新みやぎ森林・林業の将来ビジョンより
基本方針Ⅲ	14 生物多様性フォーラム等の参加者数(人)【2015(H27)年度からの累計】	185 人 (H27)	746 人 (R5)	1,300 人 (R10)	(100人/年以上を集客)
	★ 15 生物多様性認知度(%)	35% (H30)	55% (R5)	80% (R10)	-
	16 こども環境教育出前講座実施学校数(校/年)()内は受講児童数(参考値)	延べ17 校/年 (延べ700人/年) (H27)	延べ56 校/年 (延べ2,430人/年) (R5)	延べ50 校/年以上 (延べ2,000人/年) (R10)	(現状を維持)
	17 生物多様性推進活動優秀賞受賞校数(校)【2015(H27)年度からの累計】	6 校 (H27)	48 校 (R5)	73 校 (R10)	(5校/年を認定)
	18 体験学習(農林漁業)に取り組む小学校の割合(%)	86.3% (H27)	84.4% (R5)	90.0% (R10)	-
	19 森林インストラクター認定者数(人)【1998(H10)年度からの累計】	578 人 (H28)	725 人 (R5)	900 人 (R9)	新みやぎ森林・林業の将来ビジョンより
	20 地域や学校教育と連携した農村環境保全などの協働活動に参加した人数(人)【2006(H18)年度からの累計】	39,394 人 (H27)	66,042 人 (R5)	78,500 人 (R12)	第3期みやぎ農業農村整備事業基本計画より

★：主要指標

《資料3 施策の体系》

将来像	基本方針	10の基本的取組	具体的な取組内容	個別の主な事業内容	主な目的	改訂の軸となる観点との関連性				
						生物多様性の回復	経済活動との連携	ゼロカーボン・自律循環型社会との連携	一人ひとりの行動変容	自然を活用した解決策（N&S）
「自然に寄り添い、自然と共に生きるふるさと宮城」	Ⅰ 豊かな自然を守り育てる	1 野生生物の保全・回復・適正管理	(1) 在来生物の保全・回復	天然記念物の指定、レッドリストの公表、自然再生事業（伊豆沼・内沼、蒲生干潟）	種の保全・回復	◎				
			(2) 外来生物の防除	普及啓発、関係機関と連携した拡大防止及び防除活動 マツ枯れ被害対策、外来カミキリ防除対策		◎				
			(3) 野生生物の適正な管理	シカ、イノシシ、ニホンザル、クマの管理計画、交付金による捕獲や防止柵設置、「多面的機能支払交付金」などを活用した環境整備、ハンター養成講座、カワウの適正管理		◎				○
		2 良好な自然環境の保全・再生・創出	(1) 拠点となる良好な自然環境の保全・再生・創出	保護地域（自然公園・自然環境保全地域等）の制度・取組、自然再生・回復、自然共生サイトの普及	場の保全・回復	◎				
			(2) 健全な水環境の保全と水域の連続性の確保	河川・湖沼・海岸の水質、流域生態系への負荷抑制、公共用水域のモニタリング、災害時の化学物質流出防止指導、生きものの移動に配慮した河川改修・農地整備		○				
			(3) 市街地における生物多様性の向上	都市公園、公共施設、街路樹における在来種を用いた緑化、河川敷による緑地創出、水空間の整備、港湾の緑地整備、アダプトプログラム（参加型環境保全活動）推進		○				◎
			(4) 生態系ネットワークの形成	県関係部局の連携、国（林野庁、環境省）との連携、「東北生態系ネットワーク推進協議会」（河川流域の生態系ネットワーク）、「宮城県自然環境保全基本方針」の再位置づけ、「百万本植樹事業」		○				
		3 自然と共生する農林漁業を通じた生物多様性の向上	(1) 農業における生物多様性の保全	環境配慮型農業・有機農業の推進、農地整備における生物への配慮、ふゆみずたんぼの推進、農村の地域資源保全の支援、農地土壌における炭素貯留の効果検証（パイオ炭）	場の保全・回復	○	○	○		○
			(2) 森林における生物多様性の保全	里山環境の整備、森林経営管理法に基づく森林整備及び生物多様性の高い森づくり、森林環境譲与税を活用した森林整備支援		○	○	○		○
			(3) 漁業における生物多様性の保全	国などと連携した資源管理、海水モニタリング、水産エコラベルなどの認証取得支援、内水面漁業における遺伝的多様性配慮、化学物質やプラスチックごみの流出などの環境負荷削減の推進、藻場や干潟の保全・再生活動の推進、ブルーカーボンの取組推進		○	○	○		○
		4 生物多様性と調和した開発事業の推進	(1) 開発及び災害復旧・復興などによる自然環境への影響の緩和	環境影響評価制度の推進（審議会における対応）、公共事業における「宮城県河川海岸環境配慮指針」を活用した環境保全、景観や生物多様性と調和した海岸づくり、自然環境の保全と漁業資源の持続的な利用と調和した沿岸部における公共事業の推進	ネイチャー・ポジティブな社会の構築	○				○
	Ⅱ 豊かな自然の恵みを上手に使う	5 ゼロカーボンや循環型社会と生物多様性が調和した生産・消費、ネイチャー・ポジティブ経済の実現	(1) 生物多様性と調和したゼロカーボンの推進	ゼロカーボン達成に向けた「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050」の推進、地域と共生する再生可能エネルギーの利用促進、自然地における再生可能エネルギー施設などの導入抑制、再生可能エネルギー・地域共生推進税による環境保全と両立した再生可能エネルギーの推進、木質バイオマス資源としての間伐材の利用促進、県の事業における温室効果ガス排出量の削減			○	◎		○
			(2) 自然資源の持続可能な利用と循環型社会の推進	プラスチック廃棄物及び食品ロスの削減推進、海洋ごみ対策、環境教育、グリーン製品の認定・普及拡大、グリーン購入の推進、「エシカル消費」の推進、「みやぎの木づかい運動」による木材の地産地消の推進および宮城県産材の利用促進、エネルギーの地産地消、森林吸収オフセットや森林認証制度の推進			◎	◎		○
			(3) ネイチャー・ポジティブ経営を支援する仕組みづくり	みやぎ環境税による支援（補助金）、県の調達における自然に配慮した認証取得者の優遇、補助事業による3Rの推進、県中小企業融資制度（がんばる中小企業応援資金）におけるグリーン製品の信用保証料割引、宮城みどりの基金事業、ふるさと納税を活用した自然再生事業の実施、若手後継者育成支援の検討、ネイチャー・ポジティブ経営の普及啓発、6次産業化の推進			◎			
		6 宮城ならではの自然の恵みを生かした商品やサービスの提供とその普及	(1) 第三者認証制度等の導入を通じた付加価値の高い商品・サービスの提供・ブランド化	消費者の理解推進、若手後継者の育成支援、「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」の推進、第三者認証制度の普及啓発、地理的表示（GI）保護制度の活用推進			○	○	○	○
			(2) 自然と共に生きる生活・文化・歴史の伝承	エコツーリズム・サステナブルツーリズム・レスポンスブルツーリズム（責任ある観光）の推進、担い手支援、豊かな自然環境や宮城オラル、みちのく潮風トレイル等の資源の活用による地域振興			○	○	○	○
		7 自然が有する多面的な機能を生かした防災・減災の取組の強化とグリーンインフラの活用	(1) 流域における自然の多面的機能を生かした防災・減災の取組の推進	生物多様性の保全と調和した防災減災の取組推進、海岸防災林の整備・遊水地整備・ため池や田んぼ・ダム整備、森林整備など自然の多面的な機能を利用したグリーンインフラや防災・減災に関する取組推進		◎				◎
			(2) 海岸林の機能を生かした防災・減災の取組の推進	海岸防災林の再生と維持を進める「グリーンコストプロジェクト」の推進						◎
	Ⅲ 豊かな自然を引き継ぐ	8 県内の生物多様性の価値の浸透	(1) 生物多様性に関する情報の蓄積・発信	県内の野生動植物や外来生物の生息・生育状況について調査・分析研究の実施、生物多様性フォーラムなどのイベントや展示の実施による普及啓発、生物多様性との調和を図るべき地域・保全すべき地域・保全活動を実施している地域の「見える化」、県内市町村への情報提供、自然学習施設を活用した窓口拠点の設置検討	普及啓発（行動変容）・人材育成	○	○		◎	
			(2) 社会経済における主流化に向けた情報発信と行動変容の推進	企業向けの情報発信・普及啓発、保全活動に取り組む団体や企業の連携を促進する仕組みづくり、ふるさと納税などを活用した生物多様性保全の推進、シンポジウムやイベントでの普及啓発		○	○	○	◎	
		9 豊かな自然を引き継ぐ次世代の育成・環境教育の質の向上	(1) 豊かな自然を引き継ぐ次世代の育成	環境教育プログラムの実施、県内小学校における環境を学ぶ機会の増加、教育旅行支援、保全活動に取り組む学校の表彰（生物多様性推進活動優秀賞）、学校教育年間指導計画への働きかけ、ESDの推進、環境学習教材の充実、次世代リーダー育成支援		○		○	○	
			(2) 生涯を通じた生物多様性に関する学びの推進	県内施設における様々な世代を対象とした自然体験イベントや展示による学びの場の提供、環境教育リーダー制度を活用した取組支援、環境教育の機会提供、協働の取組推進、森林インストラクター養成講座による人材育成		○	○	○	○	
		10 多様な主体の参画・協働、横断的な連携強化	(1) 多様な主体との横断的な連携強化	生物多様性保全の取組の連携促進、地域や学校教育との連携・支援による環境保全の県民意識の醸成、東北大学による「ネイチャー・ポジティブ発展社会実現拠点」との連携、県内市町村の生物多様性地域戦略策定支援、県の脱炭素や循環型社会の取組との連携強化、庁内連携の強化	協働と連携	○	○	○		
			(2) 生物多様性保全を目的としたネットワーク等の参画	「30by30アライアンス」や「生物多様性自治体ネットワーク」への参画、「ラムサール条約登録湿地関係市町村会議」に参画する他自治体との連携、「J-G8Fネイチャー・ポジティブ宣言」の発表の検討		○	○			

《資料4 宮城県古川黎明高等学校スクールミーティングの概要》

未来の宮城県を担う子ども・若者が希望をもって活躍できる社会の実現を目指すため、本戦略の改訂に際し、宮城県のネイチャーポジティブ*を進める上で必要なことについて、高校生による話し合いを行いました。(スクールミーティング)

話し合いでは、生物多様性やネイチャーポジティブについて有識者の講義を基に学習するとともに、宮城県の生物多様性を向上させ、自然と共生する社会にしていくために何が必要かについて、グループに分かれて議論を深め、宮城県民に対しての「提言」としてまとめました。

対象高校：宮城県古川黎明高等学校（スーパーサイエンスハイスクール(※)事業指定)

参加者：15名程度(希望者制)

実施概要：課外授業として、4回実施予定

回	日時	概要
第1回	7/16(火) 13:30-15:30	【講義】 <u>生物多様性、ネイチャーポジティブとは？</u> 生物多様性についての国内外の動向と、ネイチャーポジティブの実現のために社会全体の行動変容が必要であることを学びました。
第2回	7/25(木) 13:30-15:30	【議論】 <u>ネイチャーポジティブを進めるための行動とは？</u> ネイチャーポジティブを進めるために、「持続可能な消費と生産」をテーマに、社会としてどんな行動が必要かを、3つのグループに分かれて話し合いました。
第3回	8/23(金) 16:10-18:10	【議論】 <u>どうすれば行動できるだろう？</u> 第2回で話し合った内容について、どのようにしたら実現できるか、具体的な実施主体を想定しながら、グループごとにさらに深く話し合いました。
第4回	10/1(火) 16:10-18:10	【まとめ・発表】 <u>いろいろな人に行動を広めるには？</u> これまでの話し合いの内容を、宮城県民に対する「提言」としてまとめました。

2024(令和6)年度現在の高校生(15歳～18歳：2006(平成18)年～2009(平成21)年生まれ)

2030年	21歳～24歳	多くが高校・大学を卒業して社会に出ている年齢
2034年	25歳～28歳	若手として働いている年齢
2050年	41歳～44歳	社会の第一線で働いている年齢

※スーパーサイエンスハイスクール(SSH)とは

「生徒の科学的能力及び技能、科学的思考力、判断力・表現力を育成し、将来国際的に活躍する科学技術人材の育成を目指し、理数系教育に関する教育課程等に関する研究開発を行うこと」を目的に、文部科学省から指定を受けた学校。2023(令和5)年度現在、全国で218校、宮城県では4校が指定を受けています。

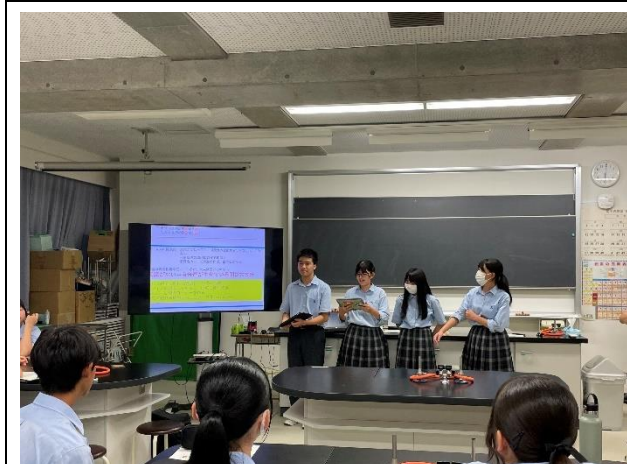
<取組の状況>



第1回(講義)の様子



第2回(議論)の様子



第3回(発表)の様子



第4回(議論)の様子

《資料5 生物多様性に関する主な出来事》

世界・日本の動向	年度	宮城県の動向
・日本が生物多様性条約に署名(1993) ・生物多様性国家戦略の決定(1995) ・ミレニアム開発目標(MDGs)の採択(2000) ・新・生物多様性国家戦略の決定(2002) ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(2005) ・第三次環境基本計画の閣議決定(2006) ・環境省第3次レッドリストの公表(2006・2007) ・第三次生物多様性国家戦略の閣議決定(2007) ・生物多様性基本法の施行(2008) ・エコツアーリズム推進法の施行(2008) ・生物多様性民間参画ガイドライン策定(2009)	~ 2009 (H21)	・宮城県環境教育基本方針の策定(1991) ・宮城県環境基本条例の制定(1995) ・宮城県環境基本計画(第1期)の策定(1997) ・宮城県レッドデータブックの発行(2001) ・みやぎ農業農村整備基本計画の策定(2002) ・宮城の将来ビジョンの策定(2006) ・宮城県環境基本計画(第2期)の策定(2006) ・宮城県水循環保全基本計画の策定(2006) ・宮城県自然環境基本方針の改正(2006) ・みやぎ森林・林業の将来ビジョンの策定(2008)
・生物多様性条約第10回締約国会議(CBD-COP10)の開催及び愛知目標の策定 ・生物多様性国家戦略 2010 の閣議決定	2010 (H22)	・宮城県教育振興基本計画の策定
・生物多様性地域連携促進法の施行	2011 (H23)	・第2期みやぎ農業農村整備基本計画の策定 ・震災復興実施計画の策定
・生物多様性国家戦略 2012-2020 の閣議決定 ・第四次環境基本計画の閣議決定 ・環境省第4次レッドリストの公表	2012 (H24)	-
・持続可能な開発のための 2030 アジェンダ、持続可能な開発目標(SDGs)採択 ・環境省レッドリスト 2015 の公表	2015 (H27)	・宮城県生物多様性地域戦略の策定 ・宮城県環境基本計画の策定 ・宮城県水循環保全基本計画の変更
・環境省海洋生物レッドリスト公表	2016 (H28)	・宮城県レッドデータブック 2016 の発行 ・宮城県環境基本計画(第3期)の策定
・環境省レッドリスト 2017 の公表 ・生物多様性民間参画ガイドライン第2版	2017 (H29)	・第2期宮城県教育振興基本計画の策定
・気候変動適応法の施行 ・第五次環境基本計画の閣議決定 ・環境省レッドリスト 2018 の公表 ・環境省レッドリスト 2019 の公表	2018 (H30)	・新みやぎ森林・林業の将来ビジョン及び新みやぎ森林・林業の将来ビジョン計画の策定
・森林環境譲与税の開始 ・環境省レッドリスト 2020 の公表	2019 (R1)	・宮城県 SDGs 推進本部の設置
・「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模報告書」の公表(IPBES) ・地球規模生物多様性概況第5版(GB05)の公表	2020 (R2)	・宮城県生物多様性地域戦略(第1次改訂)の策定 ・新・宮城の将来ビジョンの策定 ・宮城県地方創生総合戦略の改定
・生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021(JB03)の公表 ・みどりの食料システム戦略の策定	2021 (R3)	・宮城県環境基本計画(第4期)の策定 ・第3期みやぎ農業農村整備基本計画の策定 ・水産業の振興に関する基本的な計画(第Ⅲ期)の策定
・生物多様性条約第15回締約国会議(CBD-COP15)開催、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」採択 ・生物多様性国家戦略 2023-2030 の閣議決定	2022 (R4)	・新みやぎ森林・林業の将来ビジョン(中間見直し)の公表
・自然共生サイトの認定制度開始 ・TNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)最終提言 V1.0 の公開 ・グリーンインフラ推進戦略 2023 の策定 ・ネイチャーポジティブ経済移行戦略の策定 ・農水省生物多様性戦略の策定 ・生物多様性民間参画ガイドライン(第3版)発行	2023 (R5)	・自然共生サイトに県内の3か所が認定 ・みやぎゼロカーボンチャレンジ 2050 戦略策定 ・再生可能エネルギー地域共生促進税条例制定 ・宮城県みどりの食料システム戦略推進基本計画の策定
・地域生物多様性増進法の公布 ・第六次環境基本計画の閣議決定 ・優良緑地確保計画認定制度(TSUNAG)開始 ・「生物多様性、水、食料及び健康の間の相互関係に関するテーマ別評価報告書(ネクサス評価報告書)政策決定者向け要約」の公表(IPBES)	2024 (R6)	・自然共生サイトに県内の7か所(令和6年度前期・後期)が認定(計10か所)。 ・第2期宮城県教育振興基本計画(改訂版)の策定
・地域生物多様性増進法の施行	2025 (R7)	・宮城県生物多様性地域戦略(第2次改訂)の策定

《資料6 令和6年度 宮城県生物多様性地域戦略推進会議参画者一覧》

2025(令和7)年3月時点
(敬称略)

区分	氏名	所属等	備考
学識 経験者	なかしづか とおる 中 静 透	国立研究開発法人森林研究・整備機構 理事長 森林総合研究所 所長	座長
NPO 自然保護 団体等	くれち まさゆき 呉地 正行	特定非営利活動法人 ラムサール・ネットワーク日本 理事	
	わたなべ あつし 渡邊 淳	特定非営利活動法人 宮城県森林インストラクター協会 会長	
	しまだ てつお 嶋田 哲郎	公益財団法人 宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団 研究室長	
農林漁業 団体	たかはし あつし 高橋 敦	宮城県農業協同組合中央会 営農農政部食の安全・安心推進担当次長	
	さとう じんいち 佐藤 仁一	宮城県内水面漁業協同組合連合会 代表理事会長	
	たけなか まさはる 竹中 雅治	登米町森林組合 参事	
行政機関	はまな こうたろう 濱名 功太郎	環境省東北地方環境事務所 次長	
	ささき きよはる 佐々木 清晴	登米市市民生活部 環境課長	
オブ ザーバー	おだじま はじめ 小田島 肇	一般社団法人 東北経済連合会 事務局長	第2回 より参画
	きむら かずお 木村 一郎	東北電力株式会社 宮城支店副支店長	//
	きじま まさはる 木島 正春	七十七銀行 県庁支店 支店長	//
	ながさわ たけし 長澤 健	// 総合企画部 副部長 兼 サステナビリティ推進室長	//
	おのでら ともや 小野寺 智也	// 地域開発部 地域開発課 リーダー	//
	すずき たかお 鈴木 孝男	宮城県野生動植物調査会 会長	//

宮城県生物多様性地域戦略(第2次改訂)

－美しい森・田んぼ・川・海がつながり、子どもの笑顔が輝くふるさと宮城の実現－

2025(令和7)年4月

発行／宮城県 環境生活部 自然保護課
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1
TEL 022-211-2672 FAX 022-211-2693

「宮城県生物多様性地域戦略(第2次改訂)」は
こちらのWebサイトからも御覧になれます。

